

児童・生徒実態把握票

児童・生徒実態把握票の使用について

- この児童・生徒実態把握票は、就学相談において、児童・生徒の行動観察における記録用紙や、就学前機関（幼稚園等）に依頼する就学相談資料の様式としても活用できます。
- 記入に当たっては、記入できるところを記入し、記入できないところ、分からないところは空欄で結構です。

<記入手順>

- (1) 共通の書式（実態把握票 様式実－1）を記入します。これは、児童・生徒の全体像を把握するためのものです。
- (2) (1)の共通の書式（様式実－1）で、各項目が「1」から「4」までに該当する場合、その具体的な様子や支援・課題等について実態把握票（様式実－2から様式実－5）に記録します。
- (3) 共通の書式（様式実－1）の、「5（年齢相当・支援が必要ない・課題がない）」に該当する場合は、実態把握票（様式実－2から様式実－5）への記録は不要です。
- (4) 実態把握票（様式実－2から様式実－5まで）の「個別指導計画作成のための所見」については、指導のための手がかりや配慮事項を記入して下さい。
※「もう少しでできる。」「視覚的手がかりを用いればできそう。」など
- (5) 小学校や中学校への進学時等、教科学習の評定ができる場合は、必要に応じて、様式実－6（教科学習）に記入してください。